

野洲市緊急時生活支援チームの設置等に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため設置する野洲市緊急時生活支援チーム（以下「チーム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新型コロナウイルス感染症に関し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により医師から滋賀県知事に対し、新型コロナウイルス感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）の届け出があった者のうち、やむを得ず自宅で療養する者（以下、自宅療養者）及び「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版 国立感染症研究所感染症疫学センター制定）」において、濃厚接触者となった者（以下「濃厚接触者」という。）に対する日常生活の支援（以下「支援等」という。）を行うため設置する。

(構成員)

第3条 チームの構成員は次に掲げる所属の職員とする。

市民部市民生活相談課

市民部危機管理課

健康福祉部社会福祉課

健康福祉部障がい者自立支援課

健康福祉部地域生活支援室

健康福祉部こども課

健康福祉部子育て家庭支援課

健康福祉部家庭児童相談室

健康福祉部高齢福祉課

健康福祉部地域包括支援センター

健康福祉部健康推進課

教育委員会学校教育課

(支援対象者)

第4条 支援等の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、自宅療養者又は濃厚接触者が、自宅療養又は自宅待機（以下、自宅療養等）の期間において市内に住所を有し、支援等を希望する旨を申し出た自宅療養者及び濃厚接触者であって、親族等から支援を受けることが困難な者及びその他市長が必要と認める者とする。

(支援期間)

第5条 支援等の期間は、前条の申出があったときから、当該申出に係る自宅療養者及び濃厚接触者が保健所から自宅療養等を指示された期間が終了するまでとする。

(支援内容)

第6条 支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活に必要な食糧及び日用品の調達
- (2) その他支援対象者に対し必要と認められる支援

2 チームは、支援等の実施に当たっては、あらかじめ支援対象者に対し必要な支援等の内容を聴取し、必要に応じて関係機関と連携して行うものとする。

(現金取扱者)

第7条 前条第1項第1号に定める調達において、現金取扱事務に係る現金取扱者は、第3条の構成員とする。

(現金取扱事務に用いる印鑑等)

第8条 現金取扱者が現金取扱事務のために用いる印鑑は、別表に定める受付印とする。

(現金取扱手続)

第9条 現金取扱者は、支援対象者から生活に必要な食糧及び日用品の調達に係る依頼を受け、現金を預かった場合、別記様式第1号よる預り金受領書を交付するものとする。

2 調達後の残金については、残金の返金及び領収書又はレシートと合わせて別記様式第2号に基づく返金受領書を支援者対象者に交付するものとする。

(支援の中止)

第10条 新型コロナウイルス感染症拡大により、支援対象者が急増し、チームで支援できないと判断した場合、支援を中止するものとする。

(庶務)

第11条 チームの庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年9月10日から施行する。

別表（第 8 条関係）



預り金受領書

令和 年 月 日

預り金 金 円

委任者 住所

氏名 印

※依頼された品物等でも購入できないものがありますのでご了承ください。

受任者 野洲市役所 課名等

取扱者

上記のとおり受領しました。

受付印

返金受領書

令和 年 月 日

返金 金 円

委任者 住所

氏名 印

受任者 野洲市役所 課名等

取扱者